◇地域福祉計画の概要及び第3次計画の策定に向けて

1 地域福祉計画とは

一般的に"福祉"というと、高齢者、障害者、子どもなど年齢や状況ごとに整理・制度化された、行政による公的なサービスが思い浮かぶと思います。しかし、すべての人(子どもから高齢者まで、男性も女性も、障害のある人もない人も)が、住み慣れた家庭や地域で自分らしく生活するためには、公的なサービスだけでは応えきれない多様なニーズがあります。

このような、地域における多様なニーズへの解決に向けて、住民が自らの問題であると考え、 それぞれの立場で主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い」の在り方が求 められています。この「新たな支え合い」は住民と行政との協働のもとに行われるものであり、 地域福祉を進めていくためには重要なことであると言えます。

ちなみに、社会福祉法では、第1条で「地域における社会福祉」のことを「地域福祉」と規 定し、第4条において「地域福祉の推進に努めなければならない」と明言されています。

こうしたなか、平成12年に改正された社会福祉法では、地域に根ざした住民による自助、 共助といった福祉活動と行政が担ってきた公助としての活動が連携し、地域の福祉を一層向上 させるための計画として地域福祉計画の策定を市町村に求めています。安城市では、平成16 年度に地域住民と協働して「第1次安城市地域福祉計画」、平成20年度には「第2次安城市 地域福祉計画(以下、第2次計画)」をそれぞれ策定し、推進してきました。

	第1次 地域福祉計画	第2次 地域福祉計画	第3次 地域福祉計画	
計画期間	平成 16 年度策定 平成 17~20 年度実施	平成 20 年度策定 平成 21~25 年度実施	平成 24~25 年度策定 平成 26~30 年度実施	
実施計画	平成17年度に別冊で策定	本編に含む	本編に含む	
策定手法	住民・福祉団体・NPO法人等の様々な立場の人を集めて地域福祉会議を開催し、ワークショップを通じて課題抽出等をおい、計画として取りまとめた。	地域住民: 町内は一個では、活動を整理し、活動を整理し、活動を変更ができる。 一個では、活動をできる。 一個では、一個ででは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では	地域住民: 町内には、 両には、 両には、 両には、 両には、 両には、 両には、 両には、 両	
地域福祉 活動計画 (社協)	社会福祉協議会は地域福 祉活動計画を別に策定 (平成16~20年度実施)	を作成し展開する。 合同・合冊で計画を策定	組を模索する。 合同・合冊で計画を策定	

2 本計画の根拠となる法律

本計画は、「社会福祉法」(昭和26年3月29日法律第45号)第107条の規定に基づいて策定したものです。

平成 12 年に改定された「社会福祉法」は、その第4条で「地域福祉の推進を図る」ことが明記されています。

本計画は、地域住民と市、社協、ボランティア団体、NPO法人、福祉事業者、福祉関係団体などの各関係機関・団体が、それぞれの役割を推し進めるとともに、相互に協力し地域の福祉を一層向上させるための計画とします。

_ 【社会福祉法(一部抜粋)】 _

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を 行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員と して日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えら れるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

以上の3項目に加え、厚生労働省から平成19年8月に「地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認の方法等に関する事項」を、平成22年8月に「高齢者等の孤立防止や所在不明問題を踏まえた対応について」を、それぞれ念頭に置くように通知されていることから、これらも含めた地域福祉の課題に対応することが求められています。

3 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、市行政の基本計画である「第7次安城市総合計画」の個別計画として、安 城市の地域福祉を推進するための理念や方策を定め、保健福祉施策の方向性を示す計画です。 それに加え、地域住民や社会福祉協議会(以下「社協」という。)、その他社会福祉の向上を目 的とした団体が主体的に参加し、社会福祉を推進する総合的な計画といえます。

また、地域福祉の推進にあたっては、地域住民等の活動を支援する社協の活動も欠かすことができないことから、第2次計画と同様、社協の地域福祉活動計画に相当する項目を併せて記載します。

地域福祉計画の位置付けと関連計画との関わり

【町内福祉活動計画等】

安城市総合計画 域 地 福 祉 計 画 地域福祉を推進する上での共通の理念 (住民・行政・社協・福祉事業者の役割の明確化と協働、利用者本位の 福祉サービスの充実、住民参画、福祉サービスの質的向上) 次世 (地域防災・E あ 障 推進計画等) 参画プラン・生涯 健 障 んジ 害 安 康 害福 (援行 l代育 者 (城計 日 ∃ 福 本 祉 動 祉 画 男女共同 計 計 21 計 画 学習 地域福祉を推進する上での施策・取り組み 地域における福祉サービスの適切な利用の促進 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進 地域における要援護者に係る情報の把握・ 共有及び安否確認の方法等に関する事項 配慮 高齢者等の孤立防止や所在不明問題を踏ま えた対応について 地域住民等(地域福祉活動の担い手)の参加と活動の推進

出典:第2次安城市地域福祉計画(一部加工)

関連する安城市の計画

名称	所管する課	計画期間	対象など
第7次安城市総合計画	企画政策課	平成 17~26 年度	全市民
あんジョイプラン 6 第6次安城市高齢者福祉計画 第5期安城市介護保険事業計画	介護保険課	平成 24~26 年度	高齢者
安城市次世代育成支援行動計画 (後期計画)	子育て支援課	平成 22~26 年度	子ども
第3次安城市障害者福祉計画	障害福祉課	平成 23~26 年度	障害者
第3期安城市障害福祉計画	障害福祉課	平成 24~26 年度	障害者
健康日本 21 安城計画	健康推進課	平成 21~25 年度	全市民
(中間評価改訂版)			

4 安城市における地域福祉の取組状況と課題

(1) 安城市における地域福祉の取組状況

①地域福祉活動の推進

ア 中学校区単位で設置している地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)を支援拠 点として町内会を圏域とする小地域福祉活動を展開

⇒平成9年度から12年度にかけて、概ね中学校区(第2次福祉圏域)ごとに地区社会福祉協議会を設置し、専任の社協職員(コミュニティワーカー)を配置して、第1次福祉圏域である町内会を区域とする町内福祉委員会の設置を働きかけ、小地域福祉活動を進めてきました。

⇒その結果、現在、79町内会のうち、73町内会において福祉委員会の設置に至っています。そして、ふれあいサロンやふれあい昼食会などのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動、福祉マップなどの作成、要援護者への見守り支援などの活動が、それぞれの地域の実情にあった方法で取り組まれています。

⇒一方、残りの6町内会においても町内福祉活動計画を策定するなど地域福祉活動が実践されています。

イ 町内福祉活動計画に基づく計画的な小地域福祉活動の実践

⇒第2次安城市地域福祉計画の策定に際して「町内福祉活動計画作成マニュアル」を作成し、 これに基づき、各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動に 取り組んでいます。

⇒町内福祉活動計画は、地区社協単位で進行管理が行われています。

ウ 地域見守り活動モデル事業を展開

⇒平成16年度に災害時要援護者支援制度を開始し、要援護者を支援する体制づくりを行ってきました。しかし、実際には支援者として機能しない状態であったり、在宅介護支援センター等の専門機関との連携が弱いなど、支援・見守り体制が十分進んでいない現状であったりすることから、孤立死を出さないまちづくりを目指して、社会福祉協議会が町内福祉委員会に働きかけ、平成23年度から「地域見守り活動モデル事業」に着手しました。これまで16町内会においてモデル事業を展開しています。

エ 防災のモデル事業を協働展開

⇒行政(防災危機管理課)、社会福祉協議会、災害救援のNPO法人、そして地域住民の4者の協働により、毎年モデル地区を決めて避難所運営を考えるワークショップや講演会、避難所開設訓練を実施する「自主防災組織支援事業」を行っています。(平成19年度~21年度は「高層マンションの防災」をテーマに、平成22年度からは「避難所運営」をテーマに取り組んでいます)

② ボランティア・福祉関係団体、福祉事業者等の取組み

ア 市や社協が行う当事者団体の活動支援

⇒老人クラブや介護者のつどい、障害のある人、発達障害等の児童を持つ親の会、子育サークル等の当事者団体への支援として、団体を知らない市民に向けて情報提供や、当事者相互の助け合いの大切さなどを啓発するため、広報紙などを通じた情報発信や会議、イベントでの働きかけをしています。

また、団体の運営や活動補助を活動内容に応じて実施しています。

イ 市や社協が行うボランティア団体、NPO法人の活動支援

⇒ボランティア人材の発掘、育成のため、養成講座を計画的に開催するほか、ウェブページ や広報紙による啓発を行っています。また、活動時の安全のため保険制度の周知もしていま す。

⇒中間支援機関である社協ボランティアセンター、市民活動センター、生涯学習センターなどが連携し、第1次福祉圏域では解決できない専門性の高いニーズに対応できるボランティアの調整や市全域での活動に対する支援をしています。

ウ 福祉事業者等の活動

⇒多くの事業者が、契約をした利用者の生活援助の一環として、利用者が住む地域の福祉活動とも関わりを持つことが多くなっています。

⇒また、事業者自体が一つの法人市民として地域のイベントに協力するなどの取組みも徐々にみられるようになってきています。

(2) 安城市における地域福祉の課題

① 着実に高齢化が進行し、高齢単身世帯と高齢者のみの世帯が増加

⇒日本全体が人口減少時代に突入したにもかかわらず、安城市の人口は、現在も増加基調にあります。平成23年の高齢化率は、16.6%で、国よりも約7ポイント、愛知県よりも約4ポイント下回っており、人口構成の若い都市であるという特徴があります。

⇒一方、高齢化は着実に進行しており、明祥中学校区のように高齢化率20%を超える地区 もみられます。また、高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯の割合が増加しており、高齢者が 高齢者を介護する「老老介護」や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認々介護」、「孤 立死」などの社会問題が安城市においても無縁ではない状況になりつつあります。

② 都市化による地域コミュニティの変容に伴う諸問題の発生への懸念

⇒前述したように、安城市は人口増加基調にあります。マンションや住宅の建設が盛んな地 区もあり、こうした地域では新住民が町内会に加入しない、加入しても町内会活動に参加し ないなど、地域コミュニティに無関心な市民も増えています。

⇒こうした社会変化によって、地域の子育て力の低下に伴う子育ての孤立化、あるいは、地域の見守り力の低下に伴う児童虐待や高齢者等の孤立死などの問題発生が懸念されています。

③ 障害者の地域生活への移行促進のための社会基盤づくりが必要

⇒障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)が施行されて以降、障害者の地域移行が進められていますが、障害者に対する地域住民の理解が乏しいのが現状です。

⇒障害者が身近な地域で安心して暮らせるようにしていくためには、障害福祉サービスや地域生活支援事業といった公的なサービス(公助)の充実も大切ですが、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、障害者に対する地域の理解促進や障害者を身近な地域で支えていく地域福祉の取組が今まで以上に求められています。

④ 大規模地震発生への懸念と強化が必要な平時からの防災対策

⇒安城市は、大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されています。

⇒昨今は、東海地震の被害想定をはるかに上回る、東海地震と東南海地震、南海地震が連動して起こる南海トラフ巨大地震の発生が懸念されており、災害時要援護者支援の体制をこれまで以上に充実するなど、平時からの備えとしての地域見守り活動や防災活動が重要になっています。

5 第3次計画策定のポイント

(1) 今日的な課題に対応し、安心・幸せな支え合いの地域社会の実現に向けた取組

安城市では、第2次計画の推進を通して、町内福祉委員会が中心となって、様々な地域福祉 活動を展開しています。今後、地域見守り活動などの取組を全市的に広げていくこと(水平展 開)と、より浸透させ深化・定着化していくこと(垂直展開)が重要となっています。

(2) 第2次計画及び町内福祉活動計画の進捗評価とバージョンアップ

第2次計画策定時には、施策の体系化を行い、主な担い手を含めた具体的な取組を整理してきました。第3次計画では、これらの進捗評価を行うとともに、実現性や実施による効果をより一層高めるための施策・事業を立案します。

町内福祉委員会単位で策定・推進している「町内福祉活動計画」についても、これまでの成果を検証しつつ、地域の課題に応じたバージョンアップを行えるよう、セルフチェック方式による進行管理と地域会議による自律的な改訂版の策定を支援します。また、その過程で明らかになった課題や提案を第3次計画に反映します。

(3) 関係団体及び福祉事業者による協働の取組の創出

第3次計画策定に際しては、ボランティア等福祉関係団体会議と福祉事業者会議を合同で開催し、互いのニーズ(~してほしい)とウォンツ(~したい)を上手に結び付け、新たな協働の取組の創出を目指します。

また、各団体及び福祉事業者の地域と連携した活動計画づくりを支援します。

6 第3次計画策定にかかる各会議等の位置づけ・役割(案)

第3次計画の策定にあたっては、様々な会議を通して、市民から地域福祉の推進につながる 意見やアイデアを集約しつつ、庁内組織である分科会及び幹事会で計画内容等を検討し、策定 協議会に諮ります。

地域福祉計画 策定協議会

役割:計画の策定について市長から諮問を受けて審議と答申を行う

構成:福祉・保健・医療関係団体の代表者、学識経験者及び公募市民など18名

開催:6回程度を想定

1

地域福祉計画 幹事会

役割:基本理念なども含めた計画書全体の案の検討をする。

各会議から提出された、行政における支援策についての事業調整及び協議を行う。

分野別計画の共通部分の整理を行う。

構成: 市関係課の課長級の職員 11名 (事務局除く)

開催:6回程度を想定



地域福祉計画 分科会

役割:基本理念なども含めた計画書全体の案の作成をする。

分野別計画の共通部分の整理や、課題の絞込みを行う。

各会議から出てきた行政の行うべき課題の取り込みを行う。

具体的な施策について論議し、案の作成をする。

構成:市関係課の主査~係長級の職員 13名 (事務局除く)

開催:8回程度を想定



各会議から抽出された各主体が行うべ

き課

題

庁内組織

地域会議

役割:地域(町内福祉委員会等)の課題抽出、

町内福祉活動計画のバージョンアップ

構成:町内福祉委員

(町内会役員、民生委員児童委員、老人クラブ員、子ども会員など)

開催:地区社会福祉協議会の区域(8地区)ごとに概ね3回ずつ予定

※地区会議のほか、町内福祉委員会ごとに随時会議を開催

*※必要に応じて、関係団体・福祉事業者が地域会議や町内福祉 委員会に参加できるよう案内し、双方の連携強化を図る。

関係団体会議&福祉事業者会議(合同開催)

役割:協働の取組の創出

各団体及び福祉事業者の地域と連携した活動計画の検討

構成:市内のボランティア・福祉関係団体、福祉事業者等

開催:お互いのニーズや活動を結びつける新たな協働の取り組みの創出

に向け、段階を踏んでの会議を開催するとともに、各団体の活動

計画のとりまとめを行う。



地域住民への啓発イベント(市民フォーラム)

役割:講演会及びパネルディスカッションを予定。開催回数は1回。

開催:5/25 (土) 文化センター (マツバホール)

地域や関係団体・福祉事業者の活動計画・取組